

【協定第44号】

社会教育の取扱いについて

社会教育の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	社会教育の取扱い
調 整 の 内 容	1 社会教育関係審議会については、新町において調整する。 4 指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
調整の具体的内容	1 公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。 2 社会教育委員、社会教育指導員については、新町において新たに委嘱する。 4 指定文化財は新町に引き継ぎ、文化財保護審議会を設置し保護及び活用に努める。
上記の内容の調整結果	1. 公民館運営審議会については、新町において新たに設置します。 ①委員の報酬について 日額 6,000円 ②公民館ごとに審議会は設置せずに、新町で一つの審議会を設置する。 ③委員の人選について 18名以内とする。(社会教育委員と兼務) ④任 期 2年とする。 2. 社会教育指導員については、合併時に委嘱します。 ①身分の取扱い 非常勤特別職として任命する。 ②人 数 3名以内とする。 (公民館長兼務) ③選任方法 70歳未満とする。 ④勤務時間 週30時間以内とする。 ⑤任 期 1年以内とし、3年を超えない範囲内で再任を妨げない。 3. 指定文化財については 全ての文化財を、そのまま新町に引き継ぎます。 4. 文化財保護審議会については 合併と同時に、文化財保護審議会を設置します。 ①委員数 7名以内 ②任 期 2年 ③会 議 年間4回程度 ④委員の報酬 日額 6,000円